

【ブラジル】ブラジル産業財産庁、出願後提出の in vivo データを引き続き考慮する方針へ

1. 背景

ブラジル産業財産庁（INPI）は、近時、化学・AI・コンピュータ関連発明等に関する特許審査基準の見直しを進めています。

その一環として実施された Public Consultation No. 2/2025 では、化学分野における「既知製品の新規用途」に関する審査基準案が示され、特に in vivo データの取扱いが注目されていました。

2026年4月6日に開催されたステークホルダーミーティングでは、同公開協議に関する検討状況について説明が行われました。

2. 主な内容

出願後提出の in vivo データに関する運用

当初の提案では、特許出願時点で in vivo データ（動物・ヒトを用いた実験データ）の提出を求める厳格な方針が示されていました。

しかし、今回のステークホルダーミーティングでは、INPI が方針を変更し、出願後に提出された in vivo データについても、引き続き考慮する方向性が示されました。

これにより、審査段階で追加実験データを補充できる従来の実務運用が維持される可能性があります。

引き続き厳格な運用が想定される分野

用法・用量発明（dosage regimen inventions）については、特許対象として認めない見込みです。

特定患者群（specific patient populations）に関する発明についても、同様に厳格な取扱いが維持される見込みです。

3. 今後の動向

現在、ブラジル国内外の知財関係者からは、用法・用量発明や特定患者群に関する取扱いについて、引き続き議論を行うよう求める声が上がっています。

最終的な審査基準の確定に向け、今後の動向が注目されます。